

国海員第 2 2 4 号

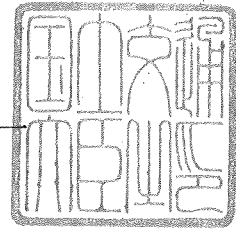
平成 2 7 年 1 0 月 2 0 日

交通政策審議会

会 長 浅 野 正 一 郎 殿

国土交通大臣

石 井 啓



交通政策審議会への諮問について

最低賃金法（昭和 3 4 年法律第 1 3 7 号）第 3 5 条第 7 項の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第 2 2 9 号

船員に関する特定最低賃金（漁業（かつお・まぐろ）最低賃金）について

諮問理由

漁業（遠洋まぐろ）最低賃金（平成 1 4 年国土交通省最低賃金公示第 2 号）を、遠洋かつお漁業及び近海かつお・まぐろ漁業を含む業種へ拡大し、漁業（かつお・まぐろ）最低賃金とする方向で決定することが適当であるとの答申（平成 2 7 年 1 0 月 2 0 日付国交政審（海）第 2 5 - 3 号）を受け、漁業（かつお・まぐろ）の最低賃金の額を決定することについて、最低賃金法第 3 5 条第 7 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。